

地域建設業経営強化融資制度・下請債権保全支援事業の拡充について

東日本大震災により激甚な被害が発生する中、被災地域の復旧・復興を担う建設企業の資金繰りの円滑化を図り、もって被災地域の復旧・復興を加速させるため、国土交通省の建設企業向け金融支援制度が拡充されました。

※被災地域・・・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）

地域建設業経営強化融資制度（公共工事代金債権担保融資）

- 被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）が対象工事となりました。

下請債権保全支援事業（保証ファクタリング）

- 被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）に係る債権が保証対象となりました。
- 下請建設企業・資材業者の資金繰りの円滑化を図るため、**手形の買取（ノンリコース***）を開始しました。

買取対象、次のとおりです。

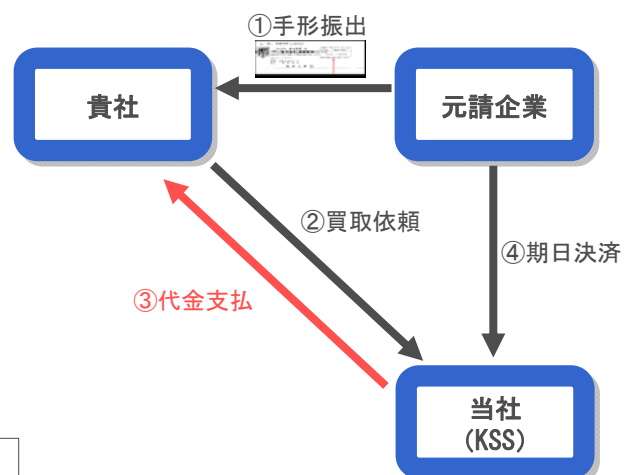
● 対象債権

被災地域において行う工事および災害廃棄物の撤去等にかかる債権

※被災地域に主たる営業所を有する下請建設企業等は、被災地域だけでなく、他の地域で行う工事の債権についても対象となります。

* ノンリコース

・ 手形割引と異なり、手形が不渡りになった場合でも、買い戻しの義務が生じません。



① 詳細につきましては、当社金融事業部までお問い合わせください。
TEL：06-6543-2843（直通）